

<h1 style="text-align: center;">道路占用許可申請書</h1>				新規	変更	更新	指令深道管発第	1	号		
				<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	令和	元	年	5	月
深谷市長 あて				令和 元 年 6 月 1 日							
住所 <u>埼玉県深谷市仲町11-1</u>											
氏名 <u>深谷 太郎</u>											
担当者(連絡先)氏名 <u>深谷 次郎</u>											
電話 <u>048-574-1211</u>											
道路法第32条の規定により許可を申請します。											
占用の目的	公共下水道へ接続、集落排水へ接続、給水管埋設、合併処理浄化槽処理水を放流するため など										
占用物件	名称	構造	数量								
	排水管										
	給水管	塩ビ管VPφ100 など	占用延長 L=0.1m など								
	など										
占用場所	路線番号	市道	幹1	号	車道	<input checked="" type="radio"/>	歩道	<input type="radio"/>	その他	<input type="radio"/>	(水路)
	深谷市 仲町11-2				番地先から		番地先まで				
占用期間	令和	元	年	6	月	10	日から	(	〇日	〇月	の間)
	令和	2	年	3	月	31	日まで		〇日	〇月	など
工事期間	令和	元	年	6	月	10	日から	(	〇日	〇月	の間)
	令和	2	年	9	月	30	日まで		〇日	〇月	など
添付図書	案内図 平面図 縦断面図 横断面図 構造図 舗装復旧図 その他 ( 同意書 )										
備考	特になし										

変更・更新の場合、前回の許可番号・許可日を入力してください。

該当する項目に〇を記入してください。

水色のセルのうち、該当する欄に記入してください。

データ記入後、印刷し、印刷された3枚を提出してください。

<h2 style="text-align: center;">道路占用許可書</h2>				指令深道管発第 号 令和 年 月 日							
上記の申請については、下記のとおり許可する。											
深谷市長 小島 進											
記											
<b>許可条件</b>											
1. 占用工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、速やかに深谷市長(以下「道路管理者」という。)及び既設物管理者へ周知するとともに占用者の負担で原形に復旧すること。											
2. 工事が完成した時は、別添の完成届に着工前・施工中・完了後の写真を添付し、直ちに道路管理者へ提出すること。											
3. 道路に関する工事のため、道路管理者から占用物件の除去、移転又は改築の命令を受けたときは、占用者の負担で義務を履行すること。											
4. 占用期間中は、占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えないこと。											
5. 占用期間満了後も引き続き道路を占用しようとするときは、期間満了の1ヶ月前までに道路占用許可申請書を提出すること。											
6. 占用物件が不要となるときは、原状回復の方法及び時期について道路管理者の指示を受け、道路占用廃止届を提出すること。											
7. 占用物件及び工事に起因した苦情並びに第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。											
<b>指示事項</b>											
1. 「道路使用許可」については、所轄警察署長へ行うこと。											
2. 工事は法令を遵守し、安全を確保し行うこと。											
3. 地下埋設物を確認の上、掘削工事を行うこと。											
4. 消防隊の通行等に支障を及ぼすおそれのある場合は、深谷市消防本部消防長あて届け出ること。											
<b>教示</b>											
1. 異議申立てについて この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。											
2. 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。											
占用料	初年度		円		年額		円		減額・免除		
	(納期限)別途発行する納入通知書に指定する期限										